


決まってからでない公開しない
 ~秘密保護法法令協議 情報公開訴訟~

2014.9.6-7 at アイーナホール
 第21回全国市民オンブズマン岩手大会
 NPO法人 情報公開市民センター
 理事長 新海聡



秘密保護法反対運動が低調な原因？

- ・有識者会議(2011年8月)報告書
 - 法案を全く公開せず官僚内部で議論
 - 市民は関心を持ちようがない
 - 2012年3月開示請求
- ・パブコメ募集(2013年9月)
- ・閣議決定(2013年10月25日)
- ・国会強行採決(2013年12月6日)




特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案)

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 条子

開示された概要


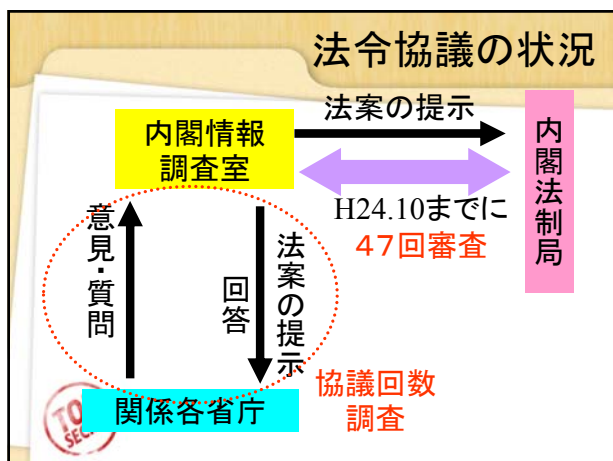
法案・協議内容
 全部非公開



非公開理由

- ①・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
 - ・担当者に対し、筋違いの批判等を招き
 - 嫌がらせやいたずら、偽計といった圧力や干渉等の影響のおそれ
- ②他国との信頼関係が損なわれるおそれ
 ???


2012/11/21提訴(2011年8月-2012年3月分)

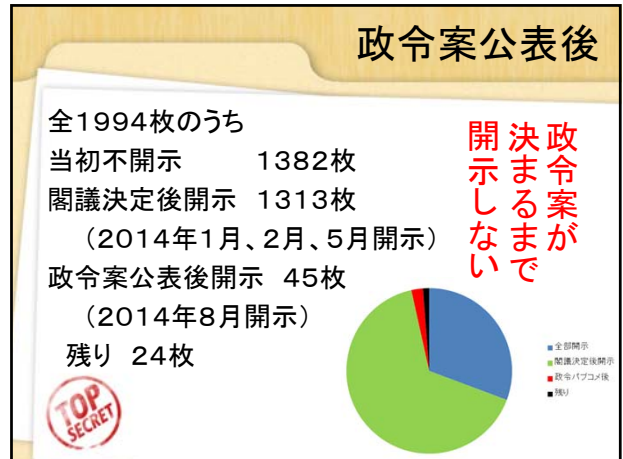
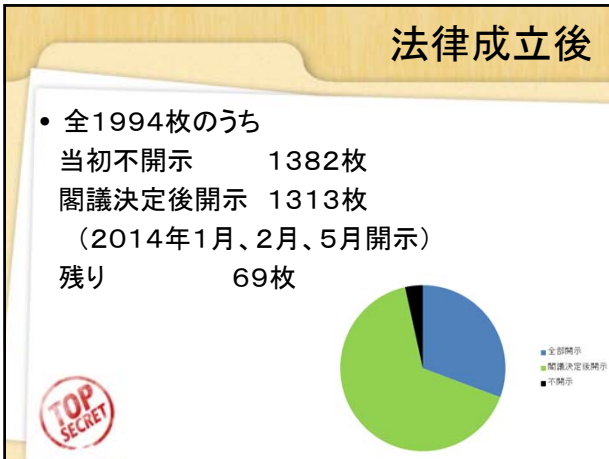



当初(2012年5月、9月)

- ・全1994枚のうち
 当初不開示 1382枚

■全部開示
 ■不開示





開示された文書から分かること

閣議決定後に開示(国会議員も内容知らず)
(入手したのは法案成立直前・後)

- 警察庁すら懸念を表明
「公判廷にできる可能性があれば公判請求しないのでは?」
- 「外形立証制度を法律に書いてはどうか」
→内調「憲法と直接絡んでくるため、
そこまでコストをかけるのか」

TOP SECRET



いまだに非公開の24枚は?

諸外国に於ける秘密保護違反事件の刑事司法手続きにおける秘密保護制度(4枚)

- 相手国担当官に聴取したこと
公開しないという暗黙の了解
- 外国から得た情報は皆外交情報だという

TOP SECRET

いまだに非公開の24枚は?

その他20枚

2014年9月3日 進行協議

国「これまでの不開示理由に外交情報を追加したい」

→秘密保護法の副作用か?

TOP SECRET

その後も法令協議を開示請求中

- 2013年11月21日
国連特別報告者 フランク・ラ・ルー氏が
秘密保護法に懸念を表明
→日本国としてラ・ルー氏に回答を作成

開示請求



日本国の最終回答は、
国連webに掲載中

訴訟の意義

- ・法律成立後まで開示しないという
国の対応
- ・法5条3号
→外交情報の不当な拡大を阻止

